

春日井市土地区画整理組合研修事業等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市が指導する土地区画整理組合事業の促進と円滑な運営に資するため、予算の範囲内で、春日井市土地区画整理組合連合会（以下「連合会」という。）が行う事業に対し補助金を交付するものとし、その交付については春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業)

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、連合会が行う次の事業とする。

- (1) 土地区画整理組合施行者の研修及び講習に関する事業
- (2) 関係機関との連絡調整に関する事業
- (3) その他土地区画整理組合の円滑な運営に関する事業

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助事業に要する経費に相当する額以内の額とし、300,000円を限度とする。

2 前項に規定する額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助事業に要する経費は、別表のとおりとする。

(申請の期日)

第5条 規則第3条に規定する申請の期日は、当該年度の4月30日とする。

(申請書に添付すべき書類)

第6条 規則第3条第3号の規定により補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助金支出事業概要
- (2) 春日井市土地区画整理組合連合会会則

(申請の取下げのできる期間)

第7条 規則第5条第1項の規定により申請の取下げをできる期間は、交付決定

通知を受けた日から10日以内とする。

(実績報告)

第8条 規則第9条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、補助事業の完了の日から20日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算報告書

(補助金の交付方法)

第9条 補助金は、規則第10条の規定による交付すべき補助金の額を確定した後、連合会の請求に基づいて交付するものとする。

(検査等)

第10条 市長は、補助事業者に対し、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において、補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

(書類の提出部数)

第11条 規則及びこの要綱の規定により提出する書類は、それぞれ1部とする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補 助 事 業	対 象 経 費
第2条第1号に規定する事業	需用費（消耗品費及び印刷製本費）、旅費、通信運搬費、使用料、備品購入費、研究会費（研究会、研修会等の参加費）及び報償費（講師への謝礼）
第2条第2号に規定する事業	需用費（消耗品費及び印刷製本費）、旅費及び通信運搬費
第2条第3号に規定する事業	需用費（消耗品費及び修繕料（竣工記念碑等））、使用料、委託料（ホームページの更新）及び修繕料（竣工記念碑）